

# 八王子市公文書館整備に向けた意見

令和3年（2021年）3月23日

八王子市公文書館整備に関する有識者検討会



検討会は、八王子市が作成した「八王子市公文書館整備の考え方」（以下「公文書館整備の考え方」という。）に基づき検討を進めた。本「八王子市公文書館整備に向けた意見」（以下「本意見」という。）は、検討会が取りまとめた意見として八王子市に提出するものである。

また、「公文書館整備の考え方」について、検討会が修正すべきであると考えた事項については、検討会において意見をまとめ「公文書館整備の考え方」に反映した。その上で、検討会としての考え方をより丁寧に説明する必要があると判断されたこと、あるいは八王子市に更なる検討を求めたい課題については、本意見に別途まとめることとした。したがって、本意見は単独で受け止められるべきではなく、「公文書館整備の考え方」とともに理解されるべきであることを、あらかじめ断っておく。

なお、検討を進めるに当たり、公文書館設置自治体として、先駆的な取組を行っている板橋区公文書館の職員をアドバイザーとして招き、公文書館の運用状況について聞き取り等を実施した。聞き取った点については、「公文書館整備の考え方」と併せて参照を求めるものとして本意見に取りまとめている。

## 1 「第2 公文書館の役割」について

### 1. 1 行政運営に資する意義

板橋区公文書館職員からも指摘があったが、公文書館は行政に活用される施設としての役割が大きい。

市民を中心とした利用者（以下「利用者」という。）が求める資料が利用できることはもちろん大切であるが、行政が過去の施策を振り返り、将来にわたり施策を講じるために必要な情報を保存していることも、公文書館にとって重要な役割であることを認識されたい。

### 1. 2 資料アクセスの向上のための措置

八王子市は、公文書館及び市政資料室に保存する歴史的に価値ある公文書、市政資料等について、一部ではあるがデータ化している。しかし、その大半が紙ベースであるため、利用者は公文書館等に足を運ぶ必要が生じる。

情報へのアクセス方法を拡充し、利用者の利便性を向上させるため、歴史的に価値ある公文書、市政資料等をできる限りデータ化し、インターネットでの利用環境

を整備することが望ましい。

## 2 「第3 公文書館の機能」について

### 2. 1 利用普及機能

公文書館における利用普及機能については、公文書館の業務全体に占める「普及活動」の割合を考慮すべきである。公文書館の存在を利用者にアピールするため、展示等に人と予算を過剰に割いている自治体がある。それにより職員が疲弊し、公文書館の根幹をなす職務（評価選別、目録作成、公開など）に手が回らなくなる話をよく耳にする。普及活動を否定するわけではないが、確保できる人員・予算の中で優先順位を検討し、適切な運営に努めることが必要である。

なお、公文書館における利用普及機能は、イベント的な展示等に依存するだけでなく、八王子市が持つ永い歴史を積み重ねた歴史的に価値ある公文書といった特殊性を生かすように計画していく必要がある。板橋区公文書館職員からの指摘もあったように、集客施設であることが求められる現状と、それにもかかわらず利用者が限定されがちである現状を考慮すると、公文書の特性を生かすことだけに重点を置くのは非常に困難であることも理解できる。その一方、検討会は、公文書館において利用できる資料が情報公開制度の延長にあることを意識し、公文書館ならではの利用促進に努めるよう求める。

### 2. 2 公文書管理制度全体の見直し

本項目における以降の意見は、公文書館整備における意見よりも、八王子市公文書の管理に関する条例（令和元年八王子市条例第21号。以下「公文書管理条例」という。）の規定に対する意見に近い。しかし、公文書館の運用において、公文書の管理制度は大きく影響するものである。検討会では、公文書館が適切に運用されることを望み、公文書の管理制度について次の3点を意見として述べる。八王子市において検討されたい。

#### (1) 評価選別手順について

八王子市は、歴史的に価値ある公文書の選別において、市が定める選別基準により選別を行い、また、選別対象とはせず公文書を廃棄することも市の判断により行っている。このため、公文書の誤廃棄や恣意的な廃棄が発生しうることが課

題となる。

選別及び廃棄の過程における手続の一つとして、他の一部自治体で実施されている第三者機関の設置・諮問又はパブリックコメントの実施など、第三者によるチェック体制を取り入れることが望ましい。

## (2) 個人情報の公開について

公文書管理条例第10条に規定する歴史的に価値ある公文書の利用を制限する情報の一つとして、情報公開条例第8条第2号に規定する個人情報が該当する。現在の制度では、当該個人情報は永久に利用が制限され、利用者が必要とする情報を利用することができないという課題がある。

国は30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について、“時の経過”という概念を導入して順次公開していく方針を採っており、一定の期間（目安）を区切って、情報の類型に従って利用請求に対する処分を行っている。また、同様の考え方を採用している自治体も少なくない。これらを参考に、歴史的に価値ある公文書に記録されている情報について、30年、50年、80年、110年を超える適切な一定の期間（目安）を定め、“時の経過”を考慮し、将来的に公文書館で利用・閲覧が可能となるような制度とすることが望ましい。

## (3) 保存期間の全有期化について

八王子市公文書の管理に関する条例施行規則（令和2年八王子市規則第35号）第3条では、公文書の保存期間を「1年、3年、5年、10年、長期」と区分を定めている。また、保存期間を経過した公文書は、原則として廃棄する仕組みになっている。この保存期間の区分において、保存期間を長期に設定された公文書は、市長又は市長以外の実施機関が長期において永続的に保有することになる。このため、情報公開制度による公文書公開請求の対象として一定の担保は保たれているが、公文書館に移管されることはなく、歴史的に価値ある公文書として利用することができない課題が残る。

公文書の保存期間である「長期」の区分を廃止し、最長の保存期間を国や他の一部自治体において設定している「30年」として、歴史的に価値ある公文書の選別対象とすることが望ましい。

## 3 「第4 公文書館の管理運営体制」について

### 3. 1 専門職員の配置

八王子市は、専門的な知識を有する職員として、現在、会計年度任用職員3名を歴史的文書管理専門員として配置しているが、公文書館を設置するに当たり、館長を含め職責のある正規職員を配置する必要がある。

専門知識を持つ正規職員を、職責をもった形で配置し、歴史的に価値ある公文書を管理することで、組織的に継続的かつ安定感のある公文書館の運営を図ることが望ましい。

なお、求められる専門知識の範囲や専門職（アーキビスト）の資質については、独立行政法人国立公文書館のまとめた「アーキビストの職務基準書」及び同館が運営するアーキビスト認証制度を参照されたい。

### 3. 2 公文書管理の適正化支援のための外部審議機関設置

公文書館で歴史的に価値ある公文書を保存するに当たり、先にも述べたが、その前段に当たる公文書の管理が重要になる。公文書の管理についての施策を適正かつ円滑に実施するため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第28条に規定される公文書管理委員会に相当する委員会、又は札幌市、大阪市などが設置する公文書管理審議会のような第三者機関を設置し、公文書の管理に関する重要事項に係る調査審議が行われることが望ましい。

## 4 「第5 公文書館としての施設」について

八王子市は、公文書館の施設整備に旧小学校（旧稲荷山小学校）の一部を転用予定としている。現在も同施設を活用し、歴史的に価値ある公文書を一般の利用に供しているが、利用者の閲覧又は研究スペース、さらには作業ができるインターネット環境などが整備されていない課題がある。

研究目的で利用されることが想定される公文書館は、利用者が自由に閲覧又は研究を行え、インターネットを利用できる環境など、インフラが整備された利便性の高い施設であることが望ましい。

なお、板橋区も旧小学校を転用し、公文書館として整備しているが、既存建物の転用は初期費用が削減できるメリットはあるものの、その後は、年月の経過による施設の耐震性の低下や設備の老朽化などデメリットがある。こうしたことも認識し

た上で予め各種整備計画を立てるべきである。

## 5 その他

### 5. 1 関係規定の整備について

保存期間が満了した公文書の選別後、保存すべき歴史的に価値ある公文書を公文書館に移管する場合、公文書管理法第8条にある国立公文書館等への移管の規定と同様の規定が、八王子市においても必要になると考える。関係規定の整備については、慎重に検討されたい。

### 5. 2 近隣自治体との連携について

現在、三多摩地域では、図書館を中心にした三多摩地域資料研究会及び博物館を中心にした東京都三多摩公立博物館協議会が資料保存の連絡機関の役割を担っている。主に出版物と近世以前の古文書を対象としているが、公文書管理に関する分野については手薄な状況である。全国規模・関東規模の連絡機関だけではなく、近隣自治体の実務を担当する職員が日常的に意見・情報交換できる場が必要だと考える。設置時から必要ということではないが、公文書管理に関して東京や多摩地域の近隣自治体と連携する仕組み作りを進めることを検討されたい。

八王子市公文書館整備に関する有識者検討会委員名簿

氏名	所属等	備考
友岡 史仁	日本大学法学部教授	
宮間 純一	中央大学文学部准教授	
森本 祥子	東京大学文書館准教授	座長
太田 浩市	総務部法務文書担当部長（八王子市職員）	

五十音順（市職員除く。）

八王子市公文書館整備に関する有識者検討会開催経過

回	開催年月日	事項
第1回	令和2年（2020年） 12月18日	・八王子市公文書館整備の考え方の検討
第2回	令和3年（2021年） 2月26日 ※Web会議	・八王子市公文書館整備の考え方の検討 ・八王子市公文書館整備に関する有識者検討会の意見（案）の作成
第3回	令和3年（2021年） 3月23日 ※Web会議	・八王子市公文書館整備に関する有識者検討会の意見の確定

公文書館設置先進自治体からの聞き取り（Webによる実施）

令和3年（2021年） 2月26日	板橋区公文書館の職員から公文書館の運用状況について聞き取り
----------------------	-------------------------------